

認証を継続中の皆さま／新規認証をご検討中の皆さまへ

ISO9001／14001 マネジメントシステム規格の 2015 年版が発行され、認証の継続をご希望される場合には 2018 年 9 月 14 日までに移行していただくことについては、既にお伝えしているとおりです。

私共では、以下のとおり認証を継続中の皆さまの移行審査／新規認証をご検討中の皆さまの 2015 年版規格での認証を実施させていただきます。

認証を継続中の皆さまには、アンケートでご回答をいただきました移行時期にあらためてご案内させていただきます。

1. 移行期間中における既認証組織のサーベイランス／更新審査について

- ① 2015 年 9 月 15 日に 2015 年版規格が発行され、新旧規格が併存する状態にある。2018 年 9 月 14 日までの移行期間中においては、移行が完了するまでの間は旧規格を基準として、これまでの審査プログラムを適用しサーベイランス／更新審査を実施する。
- ② 旧規格に適合する場合には、旧規格による認証書を発行するが有効期限は 2018 年 9 月 14 日とする。

2. 移行期間中における新規認証について

- ① 新規認証に対しては 2015 年版規格の適用を推奨し、旧規格を適用した新規認証は 2017 年 3 月末で中止する。
- ② 2015 年版規格を基準とした新規認証における審査工数は、現行規定の新規認証工数を適用する。具体的な工数は見積書で提示する。
- ③ 旧規格を適用し適合する場合には旧規格による認証書を発行するが、有効期限は 2018 年 9 月 14 日となる。

3. 2015 年版規格を基準とした審査の開始について

- ① 2015 年版規格を適用した申請は、2016 年 7 月 1 日より受理する。

4. 移行期限について

- ① 2018 年 9 月 14 日までに移行を完了する。
- ② 移行審査における実地審査は、移行期限 2 カ月前の 2018 年 7 月までに実施することを原則とする。

5. 移行審査について

- ① 2015 年版規格の変更点对応状況を確認するために移行審査(書類審査及び実地審査)を実施する。
- ② 2015 年版規格適用に伴う内部監査やマネジメントレビューの実施、試行期間の設定を一律には要求しないが、組織がどのように判断したのか、移行に伴う変更点の対応状況を自主的に確認しておくことが望まれる。

- ③ 移行審査実施前に、組織に対して下記の変更点への対応状況を確認し回答を得る。
- ・組織の状況の理解とマネジメントシステム適用範囲の決定
外部及び内部の課題の明確化、密接に関連する利害関係者の要求事項の明確化、これらを踏まえたマネジメントシステム適用範囲の決定、適用不可能な場合の正当性の説明
 - ・プロセスアプローチの適用向上(それを支援する PDCA サイクルとリスクに基づく考え方)
パフォーマンス指標の設定、リスク及び機会への取組み
 - ・リーダーシップの強化
リーダーシップ及びコミットメントの実証(目に見える形での支援、関与及びコミットメント)、リスク及び機会を決定し取組んでいること
 - ・組織の意図した結果(顧客満足／環境パフォーマンス向上の強調)
計画に従って運用できているのみではなく結果を達成していること、顧客満足／環境パフォーマンスを向上させるために改善に取り組んでいること
 - ・明示的な文書化要求の削減
必要であると決定した文書化情報、その維持及び保持
 - ・QMS 要求事項の強化
変更管理、組織の知識、ヒューマンエラー、引渡し後の活動、外部から提供されるサービスへの対応
- [EMS のみ]
- ・EMS 要求事項の強化
環境保護(必須条件ではないが、持続可能な資源の利用、気候変動の対応、生物多様性の保護及び生態系の保護を含む)に対するコミットメント、環境側面の決定におけるライフサイクル視点の考慮(製品設計に関連する環境影響)、コミュニケーション戦略の策定
- ④ 2015 年版規格を基準とした移行審査は、旧規格による審査プログラムを適用したサーベイランス／更新審査の機会に、工数を追加(更新審査工数の 25%を基本として組織の状態を勘案して調整)して実施することを原則とする。具体的な工数は、前項の回答を得た後に見積書で提示する。
- ⑤ サーベイランスの機会に移行する場合には、更新審査で規定している文書審査工数を追加する。文書審査の実施場所は、必要であると決定した文書化情報、その維持及び保持の対応状況により、JAPEIC 事務所及び／又は受審組織で実施するかを決定する。
- ⑥ 移行審査の判断基準は、旧規格による審査プログラムを適用したサーベイランス／更新審査の判断基準と同様とする。移行審査として特別な扱いはしない。
- ⑦ 2015 年版規格に適合する場合には、2015 年版規格による認証書を発行する。旧規格から移行した場合の有効期限は、直近の 2008 年版規格に対する認証決定から 3 年後とする。2015 年版規格に適合しない場合であっても、旧規格に適合する場合には、旧規格による認証書を発行するが、有効期限は 2018 年 9 月 14 日とする。

6. 移行審査の単独実施について

- ① サーベイランス／更新審査の時期と移行時期が合わない場合や移行審査を再度受審する場合には、移行審査のみを単独で実施する。
- ② 実地審査工数は、サーベイランス工数を基本として、組織の状態を勘案して調整する。2015年版規格の変更点は、旧規格の運用をベースにして、その上で成立つ項目であり、変更点のみを抽出して確認する内容ではないので、単独審査であってもサーベイランス工数を適用する。
- ③ 文書審査の工数は、更新審査で規定している文書審査工数を追加する。文書審査の実施場所は、必要であると決定した文書化情報、その維持及び保持の対応状況により、JAPEIC 事務所及び／又は受審組織で実施するかを決定する。

7. 期限内に移行できない場合の取扱いについて

- ① 2018年9月14日までに移行できない場合には、旧規格での認証を含めて、失効の手続きをとる。
- ② 認証失効した組織が、再度認証を取得する場合には初回認証として扱う。
- ③ 認証失効後6カ月以内に再度認証を取得する場合には、第1段階審査においてマネジメントシステムの維持状況を確認し、第2段階審査の工数を20%まで削減可能とする。

以上